

令和6年11月12日

東京国税局間税会連合会
会長 片岡 直公 殿

東京国税局 徴収部
管理運営課長 田中 健二

税務署納税窓口受付時間短縮の実施に係る周知・広報について（依頼）

平素より税務行政に深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国税に関する各種手続については、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指しているほか、国税の納付手続については、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減するためにキャッシュレス納付の利用拡大を一層推進する必要があると考えています。

納税者の皆様が来署せずに納付できる様々な納付手段を提供しているほか、現金管理等に伴う社会全体のコスト縮減等の観点から、東京国税局管内の全税務署において、令和7年4月14日以降、原則として「9時から16時まで」に来署いただくようお願いしていた納税窓口における受付時間を「9時から15時まで」に見直しましたので、より一層キャッシュレス納付の御利用をお願いいたします。

なお、納税証明書交付請求等の手数料についても、納税窓口における受付時間と同様に、受付時間を「9時から15時まで」に見直すこととしましたが、e-Taxによるオンライン申請及びインターネットバンキング等による手数料の納付を行っていただくことで、納税者の皆様が来署することなく納税証明書を受け取ることが可能ですので、是非、御利用をお願いいたします。

おって、本施策について、御理解いただくとともに、別添「税務署からのお知らせ」を会報誌等に掲載していただくなど、本施策に関する周知・広報に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

税務署からのお知らせ

税務署窓口での

国税の納付は9時～16時までにお願いしていますが、令和7年4月14日からは納税証明書交付請求手数料の納付を含め

9時～15時

までをお願いいたします

国税の納付はキャッシュレス納付が便利です

個人事業者の方

法人の方

申告所得税

消費税及び地方消費税(個人)

源泉所得税

法人税

消費税及び地方消費税(法人)

振替納税
(口座振替)



【利用可能税目】

申告所得税
消費税及び地方消費税(個人)

【納付方法】

振替日に預貯金口座から自動的に引落し

【開始手続】

振替依頼書の提出
※オンラインによる提出も可能

【オススメな方】

毎年確定申告を提出する
個人事業者

ダイレクト納付



【利用可能税目】

電子申告が可能な税目(源泉所得税、法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税など)

【納付方法】

即時又は指定した期日に電子納税を行う

【開始手続】

e-Taxの開始届出書及びダイレクト納付利用届出書の提出
※オンラインによる提出も可能
✓ 電子証明書は不要 ✓ ネットバンク契約不要
✓ 複数の金融機関口座を利用可能

【オススメな方】

毎月源泉所得税を納税している方
毎月消費税の中間納付をしている方
など、納付機会の多い方

電子納税証明書(PDF)なら、税務署にお越しいただくことなくお手持ちのスマホやタブレット端末からe-Tax(Web版)を使って請求&受け取ることができます。
納税証明書の便利な請求&受取方法については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)「納税・納税証明書手続」をご覧ください。

